開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

（特定大規模開発事業以外の開発事業用）

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業

の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

・開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明

・開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き

・地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を

出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の

構想について調整を図ることができます。

開発事業者は、開発事業の構想について、住民の皆さんに対し、戸別訪問（不在の場合、投函）又は説明会により説明します。

開発事業者は開発事業の構想の周知を図るため、標識を設置し、標識設置届を市に提出します。

※開発事業区域から15ｍ範囲内の土地所有者、建物所有及び建物占有者

縦覧期間内に計画書への再意見が出せます

意見調整の結果を確認できます

**調整条例**

**横浜市**

⑤見解書の送付

提出された意見書に対し、戸別に見解を書面にて送付します

構想に対し建設的な意見をお出しください

**検索**

縦覧期間(14日間)の間、横浜市を介して開発事業者に再意見書を提出できます。

※再意見書式様式は所管課で配布、ホームページからもダウンロードが可能です。

縦覧期間　日間

14

⑦開発事業計画書の縦覧

(開発事業計画書の縦覧窓口)

よこはま建築情報センター（市庁舎２階）又は各区役所の区政推進課

開発事業者は開発事業の構想、説明状況、構想に対する住民意見、意見に対する開発事業者の見解を示した書類を市に提出します。

⑥開発事業計画書の提出

④意見書の提出

住民の皆さんは開発事業者からの説明終了後５日以内に、開発事業者に対し、開発構想に対する意見書を提出できます。

※意見書様式は開発事業者より配布、ホームページからもダウンロードが可能です。

⑧再意見書の提出

開発事業者は再見解書を提出した住民に対し、個別に再見解書を送付します。

⑨再意見書に対する再見解書の送付

条例手続きが行われ、整備すべき施設の基準も満たしている場合、条例の同意を行います。

再意見書が提出され、横浜市が必要と認めた案件では、横浜市と協議を行います。

⑩開発協議

⑪同意申請・同意通知

※縦覧期間終了後も開発事業計画書を見ることができます。

意見の

やりとり

③住民の皆さんへの説明

①標識の設置

②標識設置届の提出

開発事業者

市

住民の皆さん